

車両系建設機械について

Q:大型特殊免許を持っていれば、除雪はできますか？

A:できません。

この場合無資格作業となり、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処されます。
大型特殊免許はあくまでも道路を「走行」するための資格であり、道路を除雪する場合は車両の機体重量に応じて別途技能講習や特別教育等の作業資格が必要となります。

(根拠法令:安衛令第20条、安衛則第36条等)

Q:除雪するときの資格は何が必要ですか？

A:以下の資格が必要です。

○機体重量3t以上の機械の場合→車両系建設機械(整地等用)運転技能講習修了証

○機体重量3t未満の機械の場合→小型車両系建設機械(整地等用)運転特別教育修了証

なお、道路の除雪をする場合は車体の構造等に応じて別途小型特殊免許又は大型特殊免許等が必要です。

(根拠法令:安衛令第20条、安衛則第36条等)

Q:会社の駐車場を除雪する場合は、大型特殊免許は必要ですか？

A:運転免許は「道路」を走行する場合に必要な資格です。

道路交通法における道路とは「一般交通に供するその他の部分」と規定されています。

この「一般交通に供するその他の部分」とは、過去の判例を見てみると「不特定多数の人や車が自由に通行できる場所」は全て道路として扱われています。道路状況にもよりますが、例えば公園・校庭・空き地・私道や神社仏閣の境内などがこれに当たるとされています。

たとえ私有地や駐車場であっても、そこが「道路」としての体裁をなしているのであれば当然運転免許は必要になります。

(根拠法令:道交法第2条、判例集)

Q:クレーン機能付き油圧ショベルでの作業は何の資格が必要ですか？

A:以下の資格が必要です。

○油圧ショベルとして使用する場合→機体重量に応じた車両系建設機械(整地等用)資格

○移動式クレーンとして使用する場合→吊上げ荷重に応じた移動式クレーン資格

○玉掛け作業する場合→吊上げ荷重に応じた玉掛け資格

(根拠法令:H12・厚労省通達)

Q:車両系建設機械(整地等用)運転技能講習を修了すると、どのような車両で作業ができるのですか？

A:車両の機体重量に関係なく、以下の車両での作業ができます。

○ブルドーザー

○ホイールローダー

○油圧ショベル

○モーターグレーダー など

(根拠法令:安衛令別表第7)

Q:「機体重量」とは何ですか？

A:車両系建設機械から作業装置と燃料や作業油等を取り除いた本体の乾燥重量をいいます。

車両系建設機械(整地等用)資格には、この機体重量で資格が分類されています。

(S47・厚労省通達)

Q:コンボで作業する場合は、何の資格をとればいいですか？

A:「コンボ」は油圧ショベルの俗称です。

機体重量に応じて技能講習又は特別教育を受講してください。

Q:会社の機械で作業したいのですが、機体重量がわかりません。どこかに表示されているのですか？

A:車両系建設機械の機体重量は、運転者の見やすい位置に銘板等で表示する又は書類を備え付けることになっています。それでもわからない場合はメーカーや販売店等にお問い合わせください。

(根拠法令:車両系構造規格第15条)

Q:小型車両系建設機械(整地等用)特別教育修了証を所持しています。受講する際に科目の免除を受けることは出来ますか？

A:できます。

ただし、以下の書類の提出が必要です。

- ①小型車両系建設機械(整地等用)特別教育修了証の写し
- ②業務経歴証明書
- ③業務経歴期間で使用した車両系建設機械の特定自主検査結果記録表の写し

Q:特別教育の業務経歴で受講したいのですが、業務経歴とはどのようなものをいうのですか？

A:厚生労働省の通達では「その車両を本来の用い方に従って用いることをいう。具体的にはフォークリフトでいえば走行及び荷役をいう。」とされています。

例えば車両の走行のみ、車両の点検のみ等はこの「本来の用い方」には該当しないものと考えられます。業務経歴で受講される方は、この点を踏まえて証明をしてください。

(根拠法令:S47・厚労省通達)